

《 令和4年4月てきせいか定期便 再掲 》

別表「利用者告示第三十一号のイ」

【別紙1】

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車椅子及び 車椅子付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難なもの	基本調査1-7歩行「3.できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの	<b>該当する基本調査結果なし 居宅介護支援事業者等がサービス担当者会議等で判断する</b>
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4起き上がり「3.できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3寝返り「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3寝返り「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれかに該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1意思の伝達 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または 基本調査3-2毎日の日課を理解 ～3-7場所の理解 のいずれか「2.できない」 または 基本調査3-8徘徊 ～4-15話がまとまらないのいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2移動「4.全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起上りが困難なもの	基本調査1-8立ち上がり「3.できない」
	(二) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1移乗「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められるもの	<b>該当する基本調査結果なし 居宅介護支援事業者等がサービス担当者会議等で判断する</b>
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6排便「4.全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1移乗「4.全介助」